



2026年1月9日

各 位

第32回定時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、2025年12月17日付「第32回定時株主総会の延期に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、第32回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の延期を決定しておりますが、本日付の取締役会にて、本定時株主総会招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本定時株主総会に係る基準日等について

当社は、2026年1月29日から3か月以内に開催予定の本定時株主総会において、議決権を行使することができる株主を確定するため同日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基 準 日 2026年1月29日（木曜日）
- (2) 公 告 日 2026年1月13日（火曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<http://www.afs.co.jp/>

2. 本定時株主総会の付議議案等について

付議予定の議案の内容、開催日時、開催場所等の詳細につきましては、決定次第、速やかに当社ホームページにて公表いたします。

3. 株主優待券の権利確定日について

株主優待券の権利確定日については、2026年1月29日を基準日とすることを併せて決議いたしました。

なお、株主優待券は、招集通知と同時に発送する予定です。

以上